

180日を超える入院の選定療養費について

入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等（注:1）を除き、入院基本料の15%を180日超に係る特別の料金『選定療養費（保険外負担金）』として以下の金額を自己負担して頂きます。ご承知頂きますようお願い申し上げます。

注1：厚生労働大臣が定める場合等・・・難病や重症等の厚生労働大臣が定められた疾患や状態で入院されていた場合

180日を超えて入院する場合の選定療養費(1日当たり)

入院基本料の15%
急性期入院基本料1(1,650点)

2,728円(税込)/日

※上述の場合、入院基本料の85%については保険対象となりますが、この部分についても保険の負担割合に応じて自己負担して頂きますのでご承知頂きますようお願い申し上げます

※これに係る入院期間の計算は、保険医療機関（病院等）単位ではなく、患者様単位となるため、他の保険医療機関（病院等）での入院期間も通算されます。ただし、この選定療養費は従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。（詳細につきましては、厚生労働省のホームページ等をご参照ください）